

2020-21 年度新世代育成基金運営管理基準

目的

次世代への最大課題である新世代の育成を目的とし、新世代育成基金を設けて顕著な新世代育成活動を行った地区内ロータリークラブに活動補助金を支給することを目的とする。

新世代育成基金特別委員会の設置

1. 地区内ロータリークラブにおける新世代育成のための活動に対し補助金支給を審査するとともに、新世代育成基金を管理するために新世代育成基金特別委員会（以下「委員会」という）を設置する。
2. この委員会は随時ガバナー補佐会議開催日に開催して、補助金支給審査および補助金対象活動結果検証を行う。
3. この委員会は、新世代育成基金への拠出について検討する。
4. この委員会は、2016 年より 5 年間継続実施することで活動してきたところであるが、今年度をもって最終年度とし、終了する。

基金への拠出

新世代育成基金への拠出は、財務委員会と協議し地区資金会計剰余金から必要に応じて拠出する。

対象活動

新世代（原則中学生以下）の子供たちの教育（知育・徳育・体育）において、特に心の教育（徳育）に顕著な貢献活動（活動事業は地区内外を問いません）を計画しているロータリークラブの奉仕活動（以下「本奉仕活動」という）であること。

対象

1. 国際ロータリー第 2650 地区内ロータリークラブの本奉仕活動。
2. ロータリアンが直接事業に関わり、本奉仕活動に貢献していること。
3. 寄贈目的の事業は対象外とする。
4. 当該年度の地区財団補助金受領事業は対象としない。
5. 継続事業は対象としない。

申請手続

1. 申請は、毎年度各クラブ 1 事業とする。
2. 申請書類は、担当ガバナー補佐の書類チェックを受けて、ガバナー事務所に提出する。
3. 申請書類は、7 月末日までに提出する。1 年間の計画を提出する。
ただし、9 月末日までに事業実施予定の場合は、事業実施 2 ヶ月前までに提出する。
(例えば、8 月 22 日開催予定の事業の申請は 6 月 22 日までに提出すること)

申請書類

申請については、以下の書類を提出する。

新世代育成基金補助金申請書

申請書の中に、予算書（資金計画）あり。その他見積書等の添付が必要。

ただし、ロータリアンの為の費用は、予算書に記載しない。

(ロータリアンの為の食事、備品、交通費、宿泊代等)

補助金額

1. 補助金総額は、繰越残額相当額（概ね年間 100 万円程度）とする。
2. ロータリアンのための費用は、補助金の支給対象外とする。
3. クラブに対する補助金額は、次のいずれか小さい金額をもって支給額とする。
 - * クラブ当り最大 15 万円を限度とする。
 - * 予算額の 50%
4. クラブの自己資金拠出額は、予算額の 50%以上とする。
5. 補助金額は 1 万円単位とする。

審査基準

申請に対して以下の事項について審査し、補助金支給の有無を決定する。

- 1) 本奉仕活動が地域のニーズに応えるものであり、かつ、将来に渡って地域への貢献が期待されること。
- 2) できるだけ多くのロータリアンが本奉仕活動に積極的に関わること。
- 3) 本奉仕活動を実施するにあたり妥当な計画および予算であること。
- 4) 本奉仕活動実施後1ヶ月以内に最終活動報告書および領収書等を添付した決算書類を提出できること。

補助金支払

1. 提出された申請書を委員会にて補助金支給の可否についての審査を行い、クラブへ審査結果を通知する。
2. 委員会は、クラブから提出された最終活動報告書をもって最終審査を行う。
3. 最終審査にて、補助金支給額を決定次第、指定口座に振り込む。
4. 補助金支給が決定したクラブ名および本奉仕活動名（対象事業名）は、地区ホームページまたはガバナー月信で発表する。

活動報告書の提出

1. 本奉仕活動の終了後1ヶ月以内に、ガバナー事務所へ最終活動報告書（支出明細書、領収証類を含む）を提出すること。
2. 委員会から本奉仕活動の結果を検証する為加資料等の請求が行われた場合は、応えなければならない。
3. 期限までに最終活動報告書等の提出がなされない場合は、補助金の交付は行われない。
4. 交付の連絡後、開催日が変更になる場合は、必ず前もってご連絡ください。

附則

本「新世代育成基金運営管理基準」は2020年5月27日より施行する。

以上